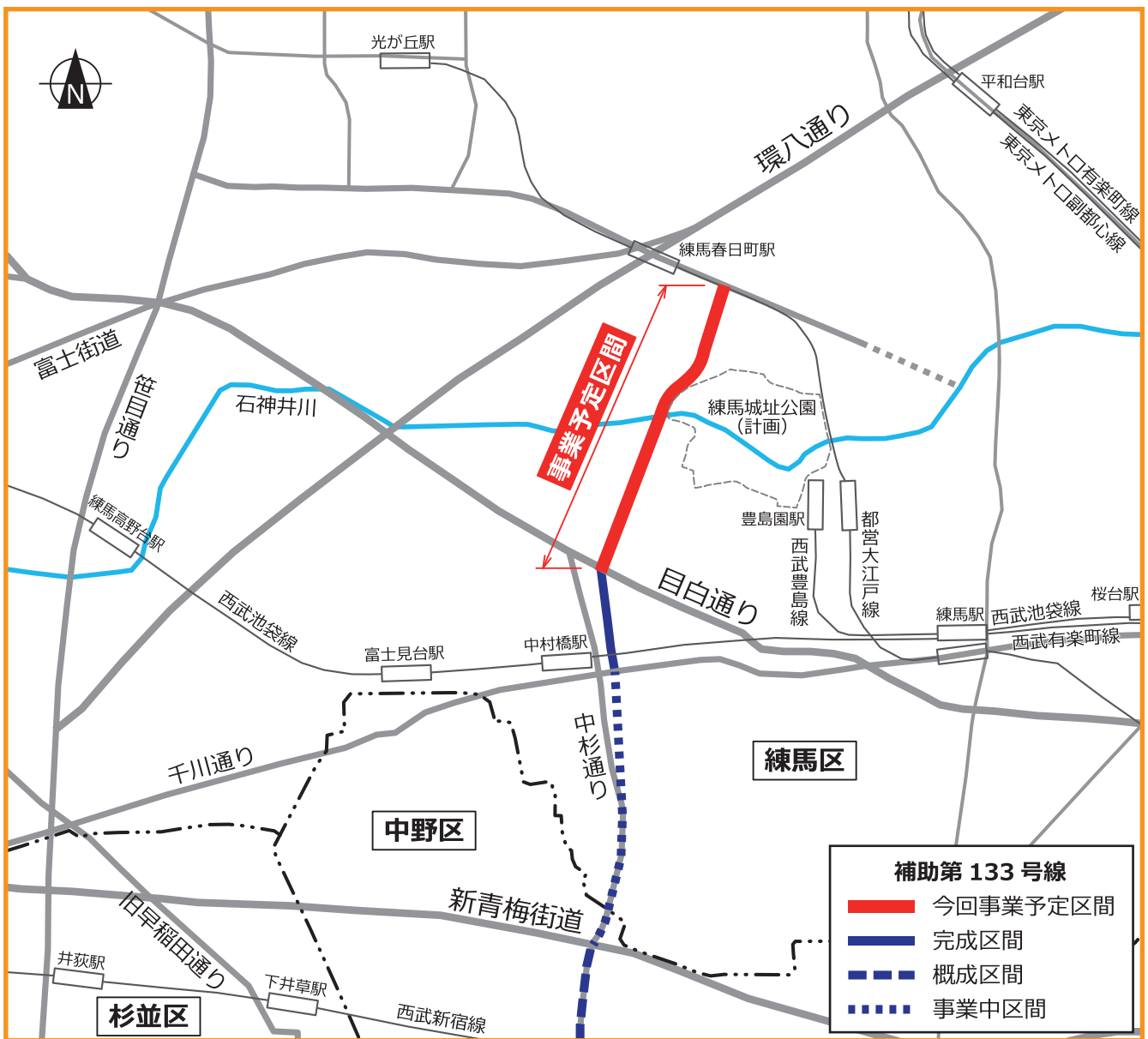


道路整備計画のあらまし

東京都市計画道路

補助第133号線

(練馬区向山四丁目～同区春日町三丁目)



東京都第四建設事務所

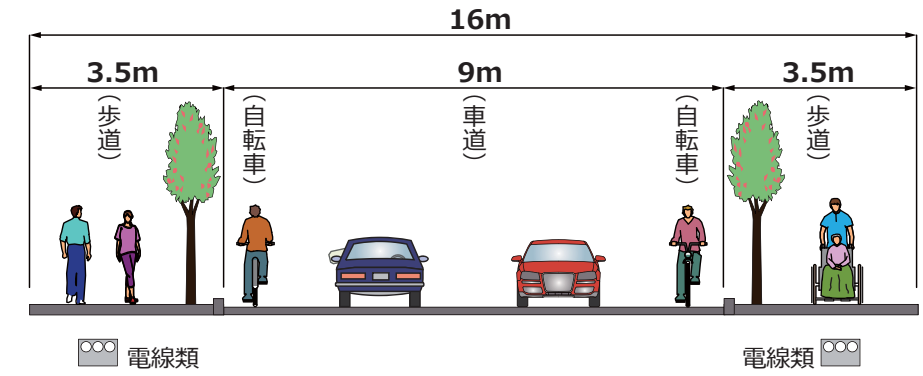
計画の概要

補助第133号線は、世田谷区桜三丁目から板橋区赤塚二丁目までの延長約16kmの都市計画道路で、環状方向の幹線道路の機能を補完する道路です。

この補助第133号線のうち、練馬区向山四丁目から同区春日町三丁目までの延長約1,240mの区間について整備を行います。本区間の整備により、将来、広域防災拠点としての機能を備える練馬城址公園へのより安全・安心なアクセスが確保され、防災性の向上が図られ、また交通の利便性の向上等も図られます。

本区間は平成28年3月に策定した「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において優先整備路線（策定後10年間（令和7年度まで）で優先的に整備すべき路線）に位置付けられています。

標準横断図（イメージ）



※イメージは、今後変更する場合があります。

平面図



道路の整備効果

本区間の整備により、以下のような整備効果が期待されます。

防災性の向上



○広域防災拠点・避難場所である練馬城址公園へのアクセス確保

- ・災害時には、より安全に練馬城址公園へ避難することができます。
- ・災害時の緊急車両の通行や緊急物資の輸送が可能となります。



○防災空間の確保

- ・延焼遮断帯の形成による災害被害の低減が図られます。
- ・沿道の地域で火災が発生した際の消火や救援活動の空間が確保されます。



現在の練馬城址公園周辺の道路
(歩道と車道が分離されていない・幅が狭い)

安全性・快適性の向上

○安全で快適な歩行空間の創出

- ・歩道、自転車通行空間が分離され安全・安心に通行できます。

○良好な道路景観の形成

- ・電線類の地中化と、連続した植栽により良好な道路景観が創出されます。



整備後のイメージ
(今回整備区間南側の完成区間)

利便性の向上

○目白通り、環八通り等との道路ネットワーク形成によるアクセス向上

- ・目白通り、環八通り等とつながり、周辺地域へ円滑な移動が可能となり利便性が向上します。
- ・補助第133号線の今回整備区間と南側の事業中区間が完成し、青梅街道までつながることにより、南北方向のよりスムーズな移動が可能となります。



	都道
	補助133(今回整備区間)
	" (事業中)
	" (完成・概成)



現況・用地測量の概要

今回行う測量作業は、令和3～5年度にかけ現況測量と用地測量を行い、早期に「事業着手の手続き」を進めます。

現況測量とは

- ◎都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀および道路等の形状を調査し、現況の地形を表す平面図を作成します。
- ◎できあがった図面に道路の都市計画線を書き入れて、道路計画の位置を明らかにします。
- ◎また、都市計画線の幅や中心線を現地に標示するため、杭または釘を設置します（駐車場、庭、軒下など、建物にかからない場所への設置にご協力をお願いします）。



用地測量とは

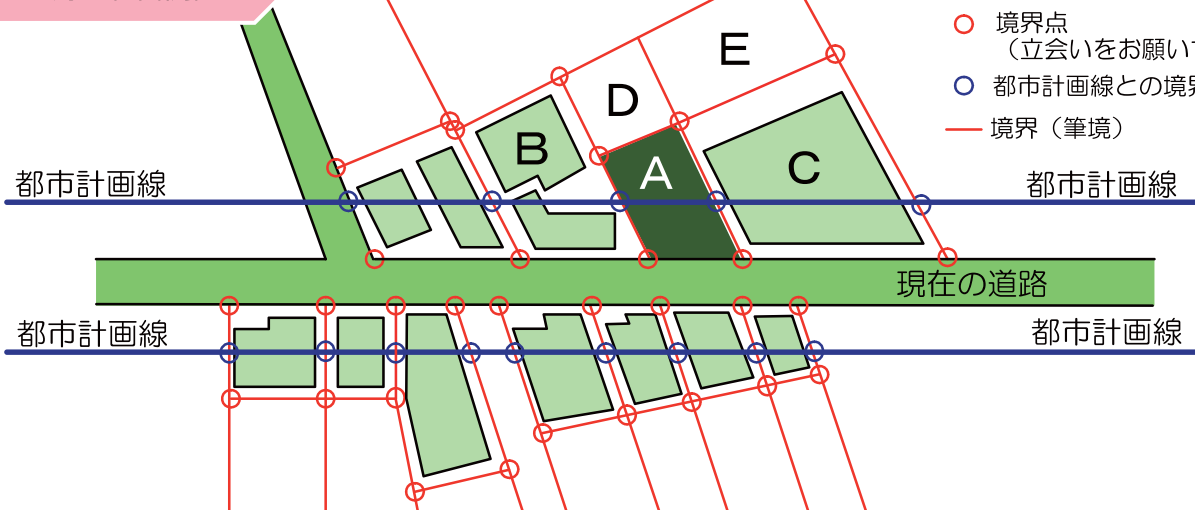
- ◎都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- ◎境界確認に基づき、一筆ごとに土地調査を行い、用地取得に必要な面積の算出および図面の作成を行います。
- ◎下の【測量図(例)】で、Aさんの用地測量を行う場合は、BさんとCさんだけでなく、DさんやEさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- ◎また、一筆の土地に私道や借地等の異なる利用形態および権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- ◎そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



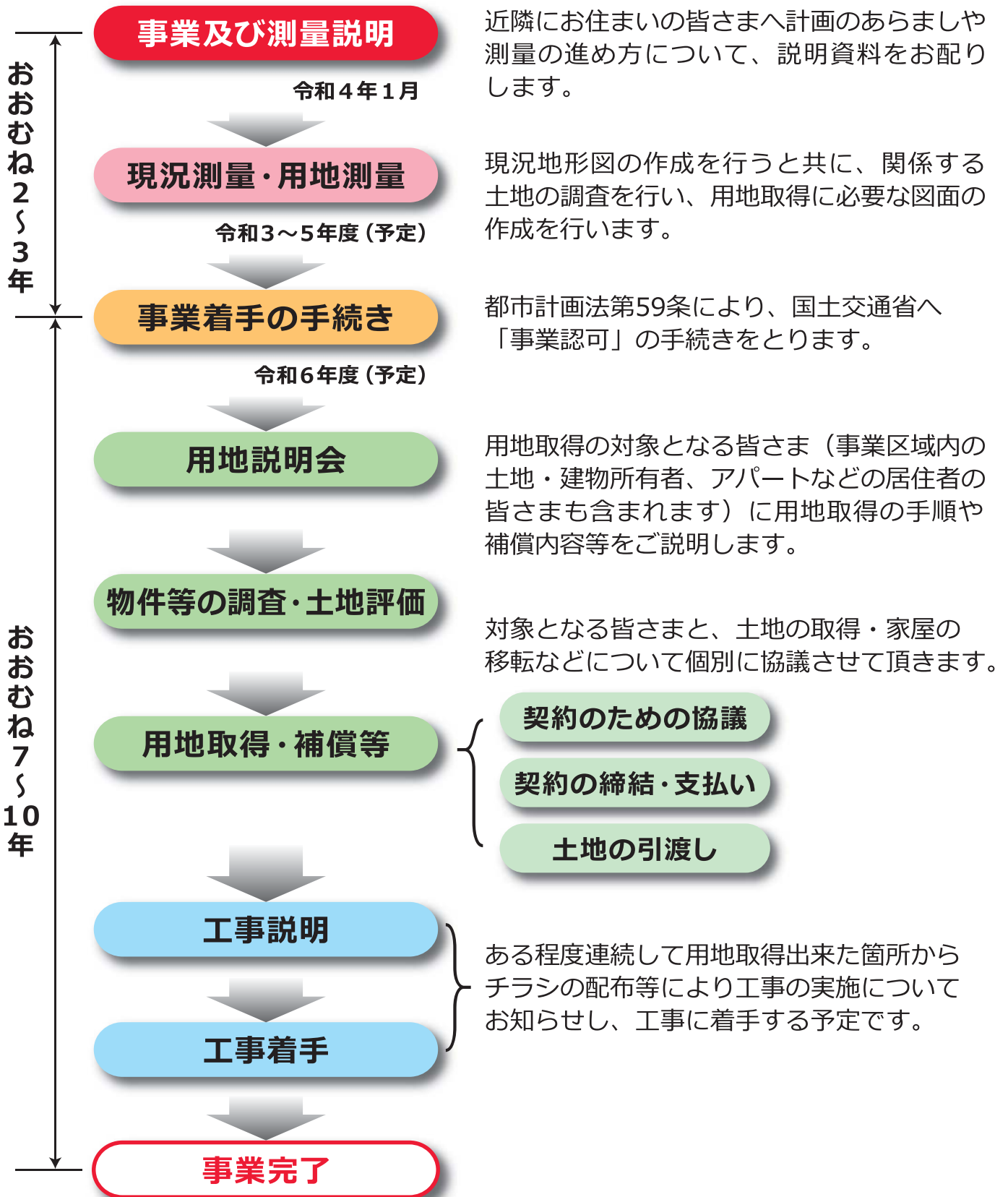
測量図(例)

凡例

- 境界点
(立会いをお願いする点)
- 都市計画線との境界点
- 境界(筆境)



事業のすすめ方



お問合せ先

東京都第四建設事務所 工事第一課
☎03-5978-1727

〒170-0005 東京都豊島区南大塚二丁目36番2号



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

令和3年度
登録番号 第8号